

焼津市子育てガイドブック広告掲載運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、焼津市子育てガイドブックへの広告掲載に関して、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 要綱第3条各号に掲げるもののほか、市税を滞納している事業者の広告掲載は認めない。

(広告の掲載手続)

第3条 子育てガイドブックの作成業務受託事業者（以下「受託事業者」という。）は、子育てガイドブックに広告を掲載するときは、「焼津市子育てガイドブック広告掲載申込書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 掲載する広告の原稿又はその内容及びデザインを明らかにする書類
- (2) 受託事業者が募集した広告掲載企業等（以下「広告主」という。）の事業概要が分かる書類
- (3) 「焼津市子育てガイドブック広告主誓約書」（第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、要綱により設置した焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定し、「焼津市子育てガイドブック広告掲載決定通知書」（第3号様式）により受託事業者へ通知するものとする。

(広告の掲載期間及び製作部数)

第5条 広告の掲載期間及び広告を掲載する冊子の製作部数は、当該冊子の製作に係る契約に定めるもののほか、市長と受託事業者が協議して定める。

(受託事業者の責務)

第6条 受託事業者は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 受託事業者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の修正)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはおそれがあるとき、又はこの運用基準に違反すると認めたときは、受託事業者に対して内容等の修正を求めることができる。

(広告の汚損)

第8条 市長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(補則)

第9条 その他広告の掲載等に関し、疑義が生じたときは、市長と受託事業者がその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この基準は、令和5年6月6日から施行する。

第1号様式

焼津市子育てガイドブック広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

担当者氏名

焼津市子育てガイドブック広告掲載運用基準第3条の規定に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

掲載順	広告主の名称	代表者氏名	所在地	広告主の業種
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

2 広告内容

添付原稿のとおり

第2号様式

焼津市子育てガイドブック広告主誓約書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

申込者 住所（所在地）
氏名（名称） 署名又は記名押印（代表者印）
電話番号
メールアドレス

焼津市子育てガイドブックに広告を表示するに当たり、次のとおり広告主となるための要件を満たしていることを誓約します。

1 業務内容

2 誓約事項

- (1) 法令等に違反していません。
- (2) 市税等の税の滞納はしていません。
- (3) 納税状況確認のため、年に一度の市税収納状況調査に同意します。
- (4) 役員等（事業者が個人事業主である場合にあってはその者を、事業者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）である事業者ではありません。

第3号様式

焼津市子育てガイドブック広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない

理由

2 その他（条件等）